

第23期佐世保市農業委員会第15回総会議事録

1 開催日時 平成30年8月28日(火) 9時30分から10時50分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 14番	田中 広昭
委員 4番	長谷川 清美	委員 15番	西尾 政喜
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 16番	赤木 行秀
委員 6番	浦 清一	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 7番	川口 勇二	委員 18番	内野 正実
委員 8番	小川 徳衛	委員 19番	大宅 和子
委員 9番	井手 源一郎		
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

13番 水口 一男

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(なし)

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 堤 正英

事務局次長 中里 忠義

事務局係長 菊永 朋美
事務局係長 天羽 孝太郎
事務局係長 太田 慎也
事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 小村 貴光
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主任主事 谷崎 愛

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第144号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第145号議案 農地改良届について
第146号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第147号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について
第148号議案 非農地証明願について
第149号議案 非農地通知について
第150号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について
第151号議案 農用地利用集積計画(案)について
第152号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第153号議案 農用地利用配分計画(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地法第5条第1項第6号の規定による買受適格証明願について
報告5 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について
報告6 農地転用許可不要案件の受理について
報告7 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告8 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告9 農地利用集積・配分計画解約通知について
報告10 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第15回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

- 会 長 皆さま、おはようございます。
- 大変猛暑の中で、水稻をはじめ、果樹、花、野菜、あらゆる作物において水対策でお忙しいことかと思えますけれども、本日は第15回の農業委員会総会ということでご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
- 本日は早朝からの総会となり、午後からは県北地区の農業委員会の委員の研修会ということで1日お時間をいただくこととなりますけれども、よろしく願いを申し上げます
- 簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
- 副 会 長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。
- 事 務 局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は13番、水口一男委員から欠席の届出がっておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。
- 副 会 長 ありがとうございます、それでは、③議事録署名人については、14番 田中広昭委員、15番 西尾政喜委員、補充として16番 赤木行秀委員にお願いいたします。
- それでは早速、2の議事に入らせていただきます。
- 議 長 それでは議事に入ります。第144号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 第144号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。
- 1番、柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、小舟町の2筆。地目は、登記現況ともに畑、田。面積は2筆合計415㎡です。転用目的は宅地。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟木造平屋建、延床面積116㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地、10ha超の集団を有する第1種農地に該当しますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもののため、不許可の例外として取り扱われます。参考事項としまして、こちらは小舟一組公民館より北西に約70mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.5m。日照通風、建物高を加減、5.7m。排水計画、雨水は溜桝、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図添付、融資予定証明書、預貯金残高証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書、都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は連たん区域です。
- 以上1件です。ご審議よろしく願いいたします。
- 議 長 地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番 柚木地区。
- 宮崎委員 推進委員の宮崎です。8月26日に小川農業委員と現地を調査してまいりました。

譲受人と譲渡人の関係ですが、譲受人は譲渡人の娘婿にあたられます。

さきほど説明がありました被害防除計画を守っていただければ問題無いものと確認してきました。以上です。

議 長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第144号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第145号議案 農地改良届について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第145号議案 農地改良届について、ご説明いたします。

1番、吉井地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、吉井町下原の1筆。地目は、登記現況ともに畑。農地面積は709㎡で、施工面積も同じです。農地改良を必要とする理由としては、圃場が水路より低く、浸水被害が生じることがあるため、嵩上げて、条件を改善することにより生産効率を向上させる。参考事項としまして、こちらは、市営吉元住宅より南に約240mの位置にあります。作付計画は、露地野菜。作付予定日は、平成31年3月1日。工事期間は、受理日から6ヶ月後。施工業者は記載のとおりで、土の採取場所は吉井町下原及び現地となっています。土の種類は、赤土、既存表土。埋立ての高さは、平均0.6mとなっております。土の量は600㎡で、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

2番、吉井地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、吉井町下原の1筆。地目は、登記田、現況休耕地。農地面積は379㎡で、施工面積も同一です。農地改良を必要とする理由としては、圃場が道路面より低く、農業用作業機械の乗り入れの際に危険が生じることがあるため、嵩上げて、安全に農作業を実施する。参考事項としまして、こちらは、市営吉元住宅より南に約510mの位置にあります。作付計画は、露地野菜、種苗。作付予定日は、平成31年3月1日。工事期間は、受理日から6ヶ月後。施工業者は記載のとおりで、土の採取場所は、吉井町下原及び現地です。土の種類は、赤土、既存表土。埋立ての高さは平均1.1mで、土の量は444㎡。添付書類等は、記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

3番、世知原地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、世知原町上野原の1筆の一部。地目は、登記畑、現況樹園地。農地面積は、9,125㎡のうち2,850㎡で、施工面積も2,850㎡です。農地改良を必要とする理由としては、圃場の傾斜が一様ではなく、排水不良が生じていたため、切・盛土により整えて、併せて、茶樹の更新を行い生産条件を改善する。参考事項としまして、こちらは、板山公園より北西に約530mの位置にあります。作付計画は茶。作付予定日は、平成31年3月31日。工事期間は、平成30年9月1日から平成30年12月30日。施工は、自主施工。土の採取場所は現地。土の種類は、現地の表土です。埋立ての高さは、平

均1.0mで、土の量は1,400m³です。添付書類等は記載のとおりで、こちらは農振内農用地です。

以上、3件につきまして、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願ひいたします。1番、2番、吉井地区ですが、13番水口委員が欠席のため、推進委員の近藤委員より報告お願ひします。

近藤委員 吉井地区推進委員の近藤です。

8月23日に水口農業委員と現地を確認しました。

1番につきましては確かに上に水路が通っていきまして、畑がくぼ地の状態で排水がままならないということで、埋め上げて排水を良くして農地の有効利用を図るということです。

2番につきましては段差があるものですから大きな機械が入らずに休耕状態になっています。これも埋め上げて有効利用を図ろうということでございます。

双方とも、埋め上げても他の農地に影響を与えることはありませんので、よろしくお願ひをいたします。

議 長 はい、それでは、次に、3番、世知原地区。

1 4 番 14番の田中です。8月26日に岩佐推進委員と現地を確認してまいりました。

この圃場は排水不良で収穫量が少なかったため、排水をやり直して樹齢も40年以上経っておりましたので新しい品種に植え替える作業でございます。

周囲の農地や人家、道路、水路への土砂流出も考えられません。

ご審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 世知原地区の岩佐です。いま、田中委員が言われたとおり、問題無いと思います。よろしくお願ひします。

議 長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

3 番 3番の阿波です。3番の世知原の件についてですが、埋立ての高さが平均1.0mで土の量が1,400m³となっています。施工面積が2,850m²であれば土の量は2,800m³程度必要になると思いますがいかがでしょうか。

事務局 土の量は1,400m³で誤りはありませんので、高さ平均の誤りになります。土の量が1,400m³で施工面積が2,850m²ですので、埋立ての高さの平均は正しくは0.5mになります。

議 長 それでは、3番の案件の埋立て高さは平均0.5mに訂正をお願ひします。

はい、他に何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第145号議案の農地改良届を受理することといたします。次に、第146号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第146号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明いたします。まず、お送りしていた議案の中に記載不足がありましたので、本日、差し替え分をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

1番、江上地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の1筆。地目は、台帳原野、現況通路。面積は43㎡で、転用目的は道路用地です。耕作者なし、農地区分は、農用地の田、農用地区域からの除外確定後は、第2種農地に該当する見込みです。こちらは、鳥越公民館付近にあります。変更理由は、公民館への進入路として利用するため舗装工事を望むもの。変更内容は、農用地からの除外で、公民館への進入路を確保します。

2番、江上地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の一部を含む2筆。地目は、台帳田、現況不耕作。面積は、2筆合計192㎡で転用目的は一般住宅用地です。耕作者なし、農地区分は農用地の田、農用地区域からの除外確定後は、第2種農地に該当する見込みです。こちらも、鳥越公民館付近にあり、変更理由は、当該地への住宅建設を望むもの。変更内容は、農用地からの除外で、住宅の建設です。

3番、相浦・九十九地区。転用者、台帳名義人は、記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の2筆。地目は、台帳田、現況休耕。面積は、2筆合計1,102㎡で、転用目的は一般住宅用地、建売住宅です。耕作者はなし。農地区分は、農用地の田で、農用地区域からの除外確定後は、第2種農地に該当する見込みです。こちらは、佐世保特別支援学校付近で、変更理由は、当該地への建売住宅建設を望むもの。変更内容は、農用地区域からの除外で、建売住宅の建設です。

4番、相浦・九十九地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、母ヶ浦町の17筆。地目は、台帳田、現況休耕。面積は、17筆合計16,596㎡です。転用目的は、太陽光発電施設用地。耕作者はなしで、農地区分は、農用地の田、農用地区域からの除外確定後は、第2種農地に該当する見込みです。こちらは、九州文化学園高校付近で、変更理由は、当該地への太陽光発電施設建設を望むもの。変更内容は、農用地区域からの除外で、太陽光発電施設の建設です。

5番、小佐々地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町岳ノ木場の1筆。地目は、台帳現況ともに原野。面積は、18,280㎡です。耕作者はなし。農地区

分は、農用地の田で、農用地区域からの除外確定後は、第2種農地に該当する見込みです。こちらは、明星無線中継所付近で、変更内容は、当該地への太陽光発電施設建設を望むもの。変更内容は、農用地区域からの除外で、太陽光発電施設の建設です。

以上5件は、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として担当課の農業畜産課に回答します。

なお、3番の案件は、大宅委員が申出を代理されておりますので、一時退室していただき、この案件を先行して審議していただけたらと考えています。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、3番の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておりますので、先に審議いたします。大宅委員は一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。3番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番の富川です。8月24日に伊賀崎推進委員、転用者と共に現地を確認しました。
この土地は水の便が悪く、湿田ということで、もう20年ぐらい耕作されておらず、毎年2回ほど草刈をされているところですが、後継者もいないため管理も負担になられているようで、特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。今、富川委員が言われたとおりに問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、3番の件につきまして何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 無いようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、3番の件につきましては承認されましたので、他の案件と併せて、農業委員会の意見として農業畜産課に回答したいと思います。大宅委員は入室し着席してください。

～大宅委員着席～

- 議 長 それでは3番を除く案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番、江上地区。
- 2 番 2番の川上です。8月23日に北村推進委員と現地確認を行いました。
1番につきましては、みかん選果場の東側に位置するところで、現在、公民館の進入路として利用しているところです。進入路の勾配が急なため、大雨の際には砂利の流出により周辺宅地へ被害が起こっております。そのため、舗装工事のため除外申請がされているものです。
2番につきましては、みかん選果場の南側に位置するところで、周辺は遊休農地ばかりで、隣接も住宅建設中であり、周辺農地への影響はありません。
以上、特に問題無いと確認してまいりました。よろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 北村委員 推進委員の北村です。川上農業委員が言われたとおり、この2件につきましては問題無いと思います。以上です。
- 議 長 はい、それでは次に、4番、相浦・九十九地区。
- 1 2 番 12番の富川です。8月24日に伊賀崎推進委員、転用者と共に現地を確認しました。
こちらは3、40年前から何も作っておられず、湿田で昔は一部れんこんが作られていたそうですが、その農家も亡くなられ、ずっと耕作されていない状況です。
今回の太陽光発電設備については、コンクリート基礎などはせずに、杭を打ち込むだけの施工で1.5mぐらいの高さにパネルを設置するとのことでした。
特に問題ないと見てまいりました。以上です。
- 議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。平坦地のまとまりのある農地なのになぜ耕作していないのか初めは不思議に思いましたが、話を聞いたり、現地を見たりしたところ、沼地のような状況で機械等が使えないということで、今、富川委員が言われたとおりの施工の方法でもありますので、問題ないと思います。
- 議 長 はい、それでは次に、5番、小佐々地区。
- 1 6 番 16番の赤木です。8月25日に松田推進委員と現地を見てまいりました。
昔は地区の放牧地として利用されていましたが、今度、太陽光発電設備を設置したいということですが農地への影響も考えられず、特に問題ないと思われます。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

- 松田委員 小佐々地区の松田です。今回の場所のすぐ下にも昨年、太陽光発電設備が設置されており、同じ敷地内ということで特に問題ないと見てきました。
- 議 長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。
- 1 5 番 15番の西尾です。4番と5番の案件でかなり広い面積の太陽光発電施設ができるようですが、5番の案件については以前も隣接で案件が出ていましたが、その上にまた作るということで、排水対策が上手くいくのか気になります。
- 先ごろの関西地方の豪雨では太陽光パネルが設置された場所の土砂崩れが多く見られたようです。そういった点で、土壌とか土質とかの問題がないか伺いたと思います。
- 1 6 番 16番の赤木です。こちらの場所は新たに切り開かれた場所ではなく、以前から原野でしたので、地質は問題ないと思います。
- また隣接の太陽光発電設備は1年前に設置されていますが、そちらに調整池がありまして、以前見に行った時に調整池に土砂が少し溜まっていたので、森林組合などに調整池の管理は誰がやっているのか尋ねたことがありました。
- 調整池等の適切な管理について設置業者と打ち合わせるべきだと私は思っています。
- 議 長 地区農業委員からはそのような意見ですが、いかがでしょうか。
- 1 5 番 15番の西尾です。やはり調整池の管理責任をはっきりして、定期的に見回りをしてもらい、調整池の機能を十分保たれるよう申し添えて許可をお願いしたいと思います。
- 議 長 それでは今の審議内容を付して、農業畜産課に回答したいと思います。
- はい、他に何か質問がある方はいらっしゃいますか。
- 牟田委員 大野地区の牟田です。5番の案件ですが、地目が原野になっていて農用地の区分がどうして田なのか、よくわからないので教えてください。
- 事務局 先ほど地区担当委員から報告がありましたとおり、放牧地であり、農用地の区分も採草放牧地になっております。記載誤りになりますので、訂正をお願いします。
- 議 長 よろしいでしょうか、他に何か質問がある方はいらっしゃいますか。
- 委 員 (なし)
- 議 長 それでは、採決に入ります。5番の案件については業者の管理責任に係る審議内容を付すこととし、3番を除く他の案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第146号議案の審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課に回答いたします。

次に、第147号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第147号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、ご説明いたします。

1番、早岐地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の3筆。地目は、登記畑、現況樹園地。面積は、3筆合計1,913㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりでして、編入予定の農地区分は、農用地区域の樹園地です。こちらは、重尾ポンプ所付近で、変更理由は、今後も農地としての利用を継続していくため、編入を希望するもの。変更内容は、農用地区域への編入です。

以上1件は、農用地区域への編入の申出に関し、佐世保市長、担当課農業畜産課より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい、それでは1番、早岐地区について、私から報告いたします。

8月24日に久野推進委員と本人の立ち合いで見えてまいりました。

こちらは元々みかんの木を植えていたものの、農振白地になっていたということで、家族で一所懸命みかんを作られており、問題はないと見て参りました。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 早岐地区の久野です。今、会長が言われたとおり、何ら問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 はい、この件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第147号議案の審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課に回答いたします。

次に、第148号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第148号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番江上地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は指方町、地目は登記田、現況宅地、面積82㎡、願出の理由、昭和22年頃から宅地として利用。南側に隣接する宅地と一体化し、平成13年に建て替えられた住宅の敷地として現在も利用されている。参考事項としまして、こちらは国道202号線鳥越バス停から南東の方向、約350mの位置にあります。農振内白地で事由の②-1に該当します。

以上1件です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番 江上地区。

2番 2番の川上です。8月23日に北村推進委員と現地確認を行いました。

現地は、みかん選果場の南側にあり、以前より宅地の一部として利用されているもので、特に問題はありませぬ。よろしく申し上げます。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 推進委員の北村です。川上農業委員が言われたとおり、何ら問題無いと思います。以上です。

議長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第148号議案について非農地証明書を交付することといたします。

次に、第149号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第149号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、合計で135筆、面積61,501㎡となっています。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第149号議案について、非農地通知を発出することといたします。

次に、第150号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第150号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について、ご説明します。

1番、日宇地区。相続人、被相続人は記載のとおりです。特例適用農地の所在は、黒髪町の7筆。地目は全て田。面積合計で3,627㎡。全て市街化区域です。相続開始年月日は平成11年10月23日。引き続き農業に従事していた期間は、平成27年8月28日から平成30年8月28日です。

2番、日宇地区。相続人、被相続人は記載のとおりです。特例適用農地の所在は、日宇町7筆と大和町の8筆で計15筆。地目は全て畑。面積合計で5,696㎡。全て市街化区域です。相続開始年月日は平成23年10月29日。引き続き農業に従事していた期間は、平成27年8月28日から平成30年8月28日です。

この相続税の納税猶予につきましては、3年ごとに継続の届出を税務署に提出することになっておりまして、その添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回、議案として上程しています。

以上の2件、該当者の農業経営状況について、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番、日宇地区。

6 番 6番の浦です。8月26日に磯本推進委員と共に現地確認をいたしました。

1番の案件につきましては水稻を作っておられまして、立派に耕作されており問題ないと思います。

2番の案件につきましては花農家のハウスが建っておりまして、こちらもすべての土地が適切に管理されており何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦農業委員が言われたとおり、問題ありません。以上です。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第150号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について、継続証明を交付することといたします。

次に、第151号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第151号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区1件、中里地区1件、相浦・九十九地区16件、鹿町地区1件の計19件です。

また、所有権の移転は、相浦・九十九地区1件で、合計20件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、利用権設定の2番は皆瀬地区の辻委員、14番から16番は相浦・九十九地区の伊賀崎推進委員の案件になりますので、この案件を先行してご審議いただけたらと考えています。よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、2番の案件が皆瀬地区の辻委員に、14番、15番、16番の案件が相浦・九十九地区の伊賀崎推進委員に関連いたしますので、先に審議いたします。辻委員、伊賀崎推進委員は一時退席をお願いします。

～辻委員、伊賀崎推進委員退席～

議 長 それでは、2番、14番、15番、16番の案件について、質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、2番、14番、15番、16番の採決をいたします。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございました。2番、14番、15番、16番の案件は承認いたします。辻委員、伊賀崎推進委員は入室し、着席してください。

～辻委員、伊賀崎推進委員着席～

議 長 はい、それでは2番、14番、15番、16番を除く他の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第151号議案の利用権はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第152号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第152号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、針尾地区2件、江上地区2件、宮地区4件、三川内地区1件、日宇地区1件、柚木地区1件、吉井地区1件の計12件申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第152号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第153号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第153号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、針尾地区4件、江上地区1件、宮地区2件、三川内地区1件、日宇地区1件、柚木地区3件、吉井地区1件の計13件計画されてい

ます。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第152号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

なお、4番は針尾地区の原推進委員の案件となりますので、この案件を先行してご審議いただけたらと考えています。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、4番の案件が針尾地区の原推進委員に関連いたしますので、先に審議いたします。原推進委員は一時退席をお願いします。

～原推進委員退席～

議 長 それでは、4番の案件について、質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、4番の採決をいたします。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。4番の案件は承認いたします。原推進委員は入室し、着席してください。

～原推進委員着席～

議 長 はい、それでは4番を除く他の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第153号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、報告事項に移ります。報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告についてご説明いたします。

佐世保地区1件、相浦・九十九地区1件、宇久地区1件、江迎地区1件について、相続及び時効による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。

以上、報告いたします。

議 長 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年7月30日付局長専決事項として佐世保地区1件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年7月30日付局長専決事項として相浦・九十九地区1件、平成30年8月2日付局長専決事項として相浦・九十九地区1件、平成30年8月16日付局長専決事項として日宇地区1件の計3件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告4 農地法第5条第1項第6号の規定による買受適格証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4 農地法第5条第1項第6号の規定による買受適格証明願について、ご説明いたします。
買受適格証明とは、競売によって農地を落札、買受手続きをした後に所有権移転ができなくなることを防ぐため、入札時に所有権移転の資格があることを証明するものです。
内容については農地法第5条届出に準じて審査しています。

なお、競売後の落札者による農地法第5条届出は、証明時点と内容等が変わらなければ、届出があったその日または数日内に局長専決で受理します。

買受適格証明願については、競売に係る情報になりますので、守秘義務の徹底をお願いします。

今回の買受適格証明願については、裁判所の不動産の競売によるもので、早岐地区で証明しております。

以上、報告いたします。

議 長 報告5 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告5 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、ご説明いたします。こちらにつきましても、お送りしていた議案の中に記載不足がありましたので、本日、差し替

え分をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

本年4月以降の案件に対する総会でのご報告を漏らしておりましたので、今回まとめて報告させていただきます。申し訳ございません。

4月27日付、5月25日付、7月10日付で相浦・九十九地区、中里地区、江迎地区で取下申立書を受理しておりますので、ご報告いたします。以上です。

議 長 報告6 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告6 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明いたします。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、江上地区1件受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告7 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告7 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明いたします。
こちら、5月以降の案件をまとめて、ご報告させていただきます。
登記地目変更申請に伴い、針尾地区1件、早岐地区1件、柚木地区2件、小佐々地区1件の計5件法務局より照会があったため、地区農業委員、推進委員の皆様との現地調査を行い、いずれも現況非農地として回答しております。以上報告いたします。

議 長 報告8 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告8 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、ご説明いたします。
こちら、本年4月以降の開催状況のご報告を漏らしておりましたので、今回まとめて報告させていただきます。
宮地区、日宇地区、中里地区、相浦・九十九地区におきまして、記載のとおり目的により開発事前協議が開催されておりますので、ご報告いたします。以上です。

議 長 報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。
農用地利用配分計画について、柚木地区1件の解約通知を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告10 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告10 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、三川内地区1件、受理しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いいたします。

事 務 局 【第14回総会の第135号議案、第136号議案(営農型太陽光発電実証施設に係る一時転用許可)に係る経過報告について】

【宇久地区における太陽光発電事業に係る事務処理スケジュール等について】

【「平成30年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」の提出に係る調査について】

【7月豪雨災害に係る義援金並びに農業委員会事務局職員の派遣について】

【全国農業新聞の普及推進について】

【9月のブロック会議の開催について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第15回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。